

日高町児童巡回相談

●日程

(門別地区)

平成22年10月5日(火)

午前10時〜午後5時

門別公民館2階研修室

平成22年10月6日(水)

午前10時〜午後5時

富川公会堂2階会議室

(日高地区)

平成22年10月21日(木)

午後1時〜4時

サンポツケ

●相談担当者

室蘭児童相談所

児童福祉司 判定員

●相談内容

- ・しつけ相談
- ・言葉の障害、身体障害等
- ・学校に行きたがらない
- ・その他、子どものことで困っていること

●申込先

(門別地区)

保健福祉課 福祉・子育て支援G

電話014561216183

(日高地区)

総合支所 住民生活課

電話014571613173

相談については、一切無料です。

相談を希望される方は、9月13日(月)

までに電話にてお申し込みください。

全国健康保険協会(協会けんぽ)からのお知らせ

中小企業などで働く方やその家族などが加入している健康保険、全国健康保険協会(協会けんぽ)北海道支部では、医療費適正化、保険料率の低減に向けた様々な事業を行っています。

▽協会が実施する検診をぜひご利用ください。

勤務されている事業所を通じて、並びにご本人様宛、既にご案内済みです。受診はお早めに。

▽ジェネリック医薬品の使用促進に取り組んでいます

これまでに効き目や安全性が実証されてきたお薬と同等と認められた安価なお薬です。詳しくは、かかりつけの医師や薬局の薬剤師にご相談ください。

今後とも全国健康保険協会北海道支部の取組みに、加入者並びに事業主の皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

<http://www.kyoukaikempo.or.jp/>

▼お問い合わせ先

全国健康保険協会北海道支部

電話 011172610352

石綿による疾病に気づいていない方を探しています

●石綿による疾病の補償・救済

石綿を吸い込んだことにより発症する中皮腫や肺がんなどの疾病は、石綿を吸い込んでから発症するまでに非常に長い期間がかかることから、労働者の方が仕事により石綿を吸い込み病気になることも、病気の原因が仕事にあったことを、医師も本人も気づきにくかったという状況がありました。

仕事の原因で石綿による疾病にかかり死亡した労働者のご遺族は、労災保険法に基づく遺族補償給付が支給されますが、労働者が死亡した日の翌日から5年を経過すると、遺族補償給付は時効により請求することができなくなります。

この結果、労働者の遺族の方の中には、労災保険給付を請求する権利を時効により失っている方もいます。

このようなことから、平成18年3月27日に「石綿による健康被害の救済に関する法律」(以下「石綿救済法」といいます。)が施行され、平成13年3月26日以前に石綿による疾病を発症し、死亡した労働者の遺族で、労災保険法の遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した方に対しては特別遺族給付金が支給されています。

この特別遺族給付金の請求期限は、平成24年3月27日までとなっております。

▼お問い合わせ先

特別遺族給付金や労災保険制度については、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署へ、また、仕事の原因ではない方への救済給付については、独立行政法人環境再生保全機構(電話012013891931)までお問い合わせください。

また、石綿に関する仕事や症状の種類等は、厚生労働省のホームページの「石綿情報」をご参照ください。

**ホッカイドウ競馬**  
**開催中!**

ナイトレースの興奮を  
ぜひ味わってください!

**「公証週間」事業のお知らせ**

公証人は、法務大臣から任命され、関係者からの依頼により遺言や金銭の貸し借り等に関する契約について、その内容を法律上明確にした公正証書等を作成します。

公証人の全国組織である日本公証人連合会では、毎年10月1日からの1週間を「公証週間」と定め、公証制度を皆さまにお知らせする事業を実施しています。

本年度の事業は次のとおり行われますので、お気軽にご利用ください。

▽日本公証人連合会による電話相談

・電話番号

03-3502-8239(代表)

・受付期間

10月1日(金)～10月7日(木)

※土日を含む

・受付時間

午前9時30分～12時00分まで

午後1時00分～4時30分まで

・相談内容

遺言、金銭の貸し借り、養育費の支払いの約束、任意後見契約など

・相談員

日本公証人連合会所属公証人

▽苫小牧公証役場による

「休日公証相談会」

・日時 10月2日(土)

午前10時00分～午後3時00分

・場所

苫小牧公証役場

(苫小牧市表町2-3-23)

・相談内容

遺言、金銭の貸し借り、養育費の支払いの約束、任意後見契約など

・相談員

苫小牧公証役場

公証人 垂石善次

・その他

「ご相談は、いつも無料です。」

「ご希望の方は、前日までに電話で予約をお願いします。」

・電話 0144-3617769

**戦没者遺児による慰霊友好親善事業のお知らせ**

(財)日本遺族会では、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

同事業は、厚生労働省から委託・補助を受け実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としています。

また、本年度は事業実施20周年記念事業として「洋上慰霊」を実施します。

**●実施地域**

①旧満州 ②旧ソ連 ③西部ニューギニア ④中国 ⑤東部ニューギニア ⑥フィリピン ⑦トラック諸島 ⑧バラオ諸島 ⑨ソロモン諸島 ⑩ボルネオ・マレー半島 ⑪ミャンマー ⑫インド ⑬マリアナ諸島 ⑭マーシャル諸島 ⑮洋上慰霊

**●費用**

8万円(参加費として)

**●その他**

日程等の詳細は、左記のお問い合わせ先までご連絡下さい。また、申込期間が終了している地域もありますのでご了承ください。

**●お申し込み先**

北海道遺族会まで

**▼お問い合わせ先**

(財)日本遺族会事業課事業係

電話03-3261-5521

内線3656～3658

**ご存じですか？  
交通事故の援護制度**

交通事故被害世帯の皆さんに、次のような援護制度がありますのでご利用下さい。

**●交通遺児等育成資金の貸付**

▽対象者

0才～中学卒業まで

▽貸付金額

一人につき

最初 一時金 15万5000円

以後 月額 2万円

小中学校入学時に

入学支度金 4万4千円

▽貸付期間

貸付決定時から中学校卒業まで

▽利息

無利子

▽返還方法

貸付期間終了後6カ月または1年を経過した後に、月賦または月賦・半年賦併用による、20年以内の分割均等返還。ただし、高校、大学、その他各種学校への進学者は、卒業までの間、返還を猶予することもできます。

**●重度後遺障害者に介護料支給**

▽対象者

自動車事故により脳、脊髄または胸腹部臓器に損傷を受け、常時または随時の介護を必要とする方で一定の要件に該当する方。

▽貸付金額

月額2万9290円～13万6800円の間で、状況により支給。

「短期入院」費用があれば別枠で支給

▽支給期間

支給月は3・6・9・12月で、3カ月分を一括支給

▽お問い合わせ先

独立行政法人自動車事故対策機構 札幌主管支所

電話011-551-2145